

東日本大震災からの復興に向けた税制上の対応 に係る地方税制改正（県税関係）のあらまし

【個人県民税】

1 住宅の再取得等に係る住宅ローン控除の特例

大震災により所有する居住用家屋が居住の用に供することができなくなった者が、住宅の再取得等をした場合において所得税における東日本大震災に係る住宅ローン控除の特例（住宅借入金等の年末残高の限度額、控除率及び重複適用）の適用を受けたときは、現行の個人県民税における住宅ローン控除の対象とする。

2 復興特別区域において施行される都市計画事業等に係る 5,000 万円特別控除等

（※所得税の措置の自動影響）

復興特別区域において施行される都市計画事業等により土地等が買い取られる場合には、5,000 万円特別控除等を適用する。

3 津波防災地域づくりに関する法律の制定に伴う措置

（※所得税の措置の自動影響）

津波防災地域づくりに関する法律の一団地の津波防災拠点市街地形成施設に係る都市計画事業及び津波防護施設に係る収用適格事業により土地等が買い取られる場合には、5,000 万円特別控除等を適用する。

4 雑損控除等に係る災害関連支出の対象期間の延長の特例

（※所得税と同様の措置。個人事業税も同様に措置）

住宅、家財等や事業用資産に損失が生じた場合における雑損控除及び雑損失又は被災事業用資産の損失の繰越控除の特例の対象となる「災害関連支出」について、やむを得ない事情により災害がやんだ日から1年超3年以内に支出されるものを追加する。

5 被災市街地復興土地区画整理事業等に係る土地等の譲渡所得の課税の特例

（※所得税の措置の自動影響）

(1) 被災市街地復興土地区画整理事業が施行された場合において、個人の有する土地等について換地を定めない代わりに代替住宅等を取得した場合には、100%課税の繰延べを適用する。

(2) 次に掲げる場合に該当することとなった場合には、5,000 万円特別控除等を適用する。

① 減価補償金を交付すべきこととなる被災市街地復興土地区画整理事業にお

いて、公共施設の整備改善事業の用に供するために土地等が地方公共団体等に買い取られる場合

- ② 第二種市街地再開発事業の用に供するために土地等が地方公共団体等に買い取られる場合
- (3) 特定住宅被災市町村の区域内にある土地等が、国税の改正法の施行日から平成 28 年 3 月 31 日までの間に、復旧事業の用に供する等のために地方公共団体等に買い取られる場合には、2,000 万円特別控除を適用する。
- (4) 次に掲げる場合に該当することとなった場合には、1,500 万円特別控除を適用する。
 - ① 建築等の不許可に伴う買取りの申出に基づき土地等が都道府県知事等に買い取られる場合
 - ② 公営住宅等の用地に供するための保留地として土地等が買い取られる場合
- (5) 被災市街地復興土地区画整理事業又は第二種市街地再開発事業に係る土地等が、独立行政法人都市再生機構に代わって土地開発公社に買い取られる場合には、軽減税率（2,000 万円以下の部分について 4%）を適用する。

6 被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例（※所得税と同様の措置）
居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例等について、大震災により居住用家屋が滅失した場合には、当該居住用家屋の敷地に係る譲渡期限を 7 年（現行：3 年）に延長する。

7 買換え特例の買換資産に係る取得期間等の延長の特例（※所得税と同様の措置）
居住用財産の買換えの特例等について、大震災のため、その買換資産等を取得すべき期間内に取得等を行うことが困難となった場合には、その買換資産等の取得期間等を 2 年の範囲内で延長する。

【法人県民税・法人事業税】

1 復興特別区域制度に係る税制上の措置

（※法人税の措置の自動影響又は法人税と同様の措置。

ただし(4)②については中小企業者等について適用)

- (1) 新規立地促進税制（新規立地新設企業を 5 年間無税とする措置）

東日本大震災により多数の被災者が離職を余儀なくされ又は生産基盤の著しい被害を受けた地域を有する認定地方公共団体が設置する復興産業集積区域内に新設され、平成 28 年 3 月 31 日までの間に当該地域の雇用機会の確保に寄与する事業を行う者として当該地方公共団体の指定を受けた法人が、指定を受けた日から同日以後 5 年が経過する日までの期間内の日を含む各事業年度におい

て無税となるよう、次の措置を講じる。

- ① 所得金額を限度として再投資等準備金を積み立てたときは、その積立額を損金の額に算入できる制度を創設する。
 - ② 復興産業集積区域内で機械又は建物等に再投資等を行った事業年度において、準備金残高を限度として特別償却ができる制度を創設する。
- (2) 法人税の特別控除
- 平成 28 年 3 月 31 日までの間に東日本大震災により多数の被災者が離職を余儀なくされ又は生産基盤の著しい被害を受けた地域の雇用機会の確保に寄与する事業を行う者として指定を受けた法人が、指定期間（指定を受けた日から同日以後 5 年を経過する日までの期間）内の日を含む各事業年度において、復興産業集積区域内の事業所で雇用をする被災者に対する指定期間内の給与等支給額の一定割合を税額控除ができる制度を創設する（税額控除率 10%、法人税額の 20%を限度）。
- (3) 事業用設備等の特別償却等
- 復興産業集積区域内において、平成 28 年 3 月 31 日までの間、東日本大震災により多数の被災者が離職を余儀なくされ又は生産基盤の著しい被害を受けた地域の雇用機会の確保に寄与する事業を行う者として指定を受けた法人が取得等をした機械・装置及び建物・構築物について、特別償却又は税額控除ができる制度を創設する。
- (4) 研究開発税制の特例等
- ① 復興産業集積区域内において、東日本大震災により多数の被災者が離職を余儀なくされ又は生産基盤の著しい被害を受けた地域の雇用機会の確保に寄与する事業を行う者として指定を受けた法人が、平成 28 年 3 月 31 日までの間に開発研究用減価償却資産の取得等をした場合に、即時償却ができる制度を創設する。
 - ② 上記①の対象となる開発研究用減価償却資産の減価償却費については、試験研究を行った場合の法人税の特別控除の適用を受ける場合、特別試験研究費として取り扱うこととする。
- (5) 被災者向け優良賃貸住宅の特別償却等
- 復興居住区域内において、住宅に大きな被害が生じた地域の住居の確保に寄与する事業を行う者として指定を受けた法人が、平成 26 年 3 月 31 日までの間に、新築された被災者向け優良賃貸住宅の取得等をし、賃貸の用に供した場合には、25%の特別償却又は 8%の税額控除ができる制度を創設する。ただし、税額控除については当期の法人税額の 20%を限度とし、控除限度超過額については 4 年間の繰越しができることとする。

2 被災代替資産等の特別償却の対象への二輪車等の追加

(※法人税の措置の自動影響)

被災代替資産に二輪車等を追加するほか、被災資産の範囲について、実質的に事業の用に供することができなくなったものが対象資産であることを明確化する。

3 被災者向け優良賃貸住宅の割増償却

(※法人税の措置の自動影響)

改正法の施行日から平成 26 年 3 月 31 日までの間に、特定激甚災害地域内において新築された被災者向け優良賃貸住宅の取得等をし、賃貸の用に供した場合には、5 年間、割増償却ができる制度を創設する（割増率 50%、耐用年数が 35 年以上のものは 70%）。

【不動産取得税】

1 被災農地に代わる農地に係る特例

被災農地の所有者等が当該農地に代わる農地を平成 33 年 3 月 31 日までの間に取得した場合には、被災農地の面積相当分には不動産取得税が課されないようにする特例を講じる。

2 警戒区域内農地に代わる農地に係る特例

警戒区域内農地の所有者等が当該農地に代わる農地を警戒区域が解除されるまでの間に取得した場合等において、当該農地の面積相当分には不動産取得税が課されないようにする特例を講じる。

3 被災事業者用の仮施設整備事業に係る非課税措置

(独) 中小企業基盤整備機構が、被災事業者用の工場又は事業場の用に供する仮施設（市町村に対して無償で貸与し、取得後 1 年以内に当該市町村に無償で譲渡するものに限る。）を平成 25 年 3 月 31 日までの間に取得した場合には、不動産取得税を非課税とする。

【その他】

復興特別区域における課税免除又は不均一課税に伴う措置

(※東日本大震災復興特別区域法において措置)

復興特別区域制度の創設に伴い、復興産業集積区域内において、認定地方公共団体の指定を受けた法人等に対して、認定復興推進計画に記載された産業集積の形成等に資する事業に係る事業税又は不動産取得税の課税免除又は不均一課税を行った場合、当該地方公共団体の減収に対して、特例的に地方交付税により補填する措置を講じる。